

# 申告相談のご案内

●申告相談期間：令和6年2月14日（水）～3月15日（金）

●申告相談会場：笹子公民館（研修室）、直根公民館（研修室）、  
鳥海総合支所（1階多目的ルーム）

※各集落の相談日と会場は、別紙「申告相談日程表」をご確認ください。

## 市・県民税の申告をしなければならない方

令和6年1月1日現在、由利本荘市に居住し、令和5年中に所得があった方

ただし、次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告は必要ありません。



1. 税務署に『所得税の確定申告書』を提出した方
2. 収入が給与所得のみで、勤務先から由利本荘市へ『給与支払報告書』が提出されている方（※提出の有無は勤務先に確認してください）
3. 収入が公的年金等に係る所得のみで、支払元から『公的年金等支払報告書』が提出されている方
4. 所得が全くなかった方のうち、由利本荘市内の親族の扶養となっていた方

※勤務先等で控除を受けることができなかった方や医療費、社会保険料、扶養などの各種控除を受けようとする方は、申告書を提出することができます。

## ◆所得がない方でも次の方は申告が必要です。

- ① 国民健康保険税の軽減や児童手当・就学支援等の各種申請をする場合
- ② 課税証明書等の各種証明書の発行が必要な場合

## 亡くなられた方の申告は？

亡くなられた場合でも相続人による申告が必要です。

### ●令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に亡くなられた方

所得税が課税される場合や還付になる場合は、『税務署』への申告が必要です。  
市への申告は必要ありません。

### ●令和6年1月2日以降に亡くなられた方

ご存命時と同様の申告が必要です。所得により令和6年度市・県民税が課税となる場合があります。

## ＜お問い合わせ先＞

### ◆市・県民税について

鳥海総合支所市民サービス課  
（TEL：57-3502）  
由利本荘市税務課（TEL：24-6302）

### ◆所得税・消費税について

本荘税務署（TEL：22-2335）

※裏面もご確認ください。

# 申告に必要なもの

申告相談を受けられる方は、次の書類等を必ずお持ちください。

- 預金通帳など口座番号が分かるもの（全員分）  
（所得税の還付の場合、口座振替による納付の場合）
  - 源泉徴収票（給与所得者、公的年金等受給者）
  - 所得算定の証明となる資料（領収書・ノト等）
  - マイナンバーカード または 通知カードと本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証等）
- ★印鑑は不要ですが、新たに「口座振替」による納付の場合は、通帳印が必要です。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー）

個人番号の記載は、亡くなられた方の申告など一部を除き、平成28年分の申告から必要となっております。

### 営業所得者

売上・仕入帳簿等、収入や経費が分かるもの。

### 農業所得者

- ★「農業所得計算ノート等」に、必ず収支をまとめてから、申告にお越しください。
- ★農業に関する収入（農林産物販売金額内訳書や交付金の通知書など）、経費（領収書や通帳）の明細が分かるもの。
- ★「農業所得計算ノート」はお近くのJA 秋田しんせい生産資材センターまたは東部営農センターで販売しておりますのでご利用ください。  
※数に限りがございますので事前にお電話で在庫数のご確認をお願いします。

連絡先：鳥海生産資材センター  
0184-57-2074

営業時間：午前8時15分～午後1時00分  
期間：令和5年12月1日（金）

～  
令和6年2月29日（木）

※3月1日（金）からは通常営業となります。

- ★肉用牛の販売収入がある方は、肉用牛売却証明書、肉用子牛売却証明書。また、保有する全ての母牛の名前と生年月日が分かる資料。

### 不動産所得者

不動産の取得年月日や価格、固定資産税の課税明細書等、収入や経費が分かるもの。

- ※農地を貸し付けて小作料を受け取った方は、小作料の収入報告書。（金額や何袋か分かる資料）

### その他の所得者

報酬・料金・契約金・賞金等の支払調書、個人年金受取の支払調書、生命保険・共済金受取の支払調書。  
★土地等の収用の場合は、①収用証明書 ②買取り等の申出証明書 ③買取等の証明書  
★中山間交付金や多面的交付金のみ受け取っている場合は、明細が分かるもの。

### 所得控除の証明となる資料

- ★社会保険料（介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金・国民年金基金、農業者年金）の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄付金の領収書等
- ★身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ★配偶者特別控除を受けようとする場合は、その所得を証明するもの。

### 医療費控除 ※1

医療費控除を受けられる方は、別紙『医療費控除の明細書』に記入し、申告相談時に必ずお持ちください。

- ★領収書（原本）の領収年月日が令和5年1月1日から令和5年12月31日の間のもの
- ★支払った医療費の合計が「10万円」か「所得金額の5%」のどちらかを超える方
- ★詳細は別紙『医療費控除を受けられる方へ』を確認してください。

- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」  
税務署から送付されたハガキや文書をお持ちの方は持参してください。

## 申告に関するお知らせ

### 記帳・帳簿等保存制度の拡大

### ●記帳簿書類の保存期間（平成26年1月より）

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類	5年
	業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

【重要】鳥海総合支所内の申告会場の変更について ※日程表の裏面をご確認ください。